

緊急を要する医療情報の配信の申請について

茨城県保健福祉部では平成22年より「緊急を要する医療情報配信」を行っております。情報が必要な場合は登録が必要です。また、登録内容に変更があったときには届出をお願いします。

申請対象者

- ・医療機関管理者（医師）
- ・医療機関勤務医
- ・医療機関医事担当者
- ・その他施設（高齢者施設・薬局等）管理者
- ・薬剤師

配信中の医療情報

- ・医事関係
- ・感染症関係

配信手段と特徴

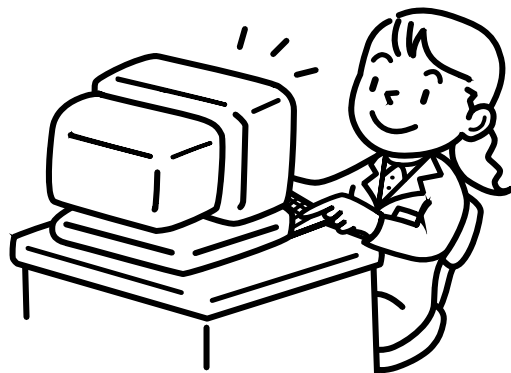
電子メールでの配信、FAXでの配信、その両方での配信を選ぶことができます。

○電子メール配信の特徴

- ・情報をリアルタイムに送信するため、FAXに比べて即時性のある情報をお届けできます。
- ・オフィスのペーパーレス化に貢献します。

○FAX配信の特徴

- ・情報の内容によっては、配信元の判断でメール配信のみとさせて頂くことがあります。
- ・基本的にA4用紙1枚での配信となるため、情報量が限られます。
- ・配信時間帯にFAX本体の電源が入っていない場合、お届けすることができません。



申請方法

○電子メールによる配信を希望する場合（推奨）

（電子メールと FAX の両方を希望する場合も含む）

- ・ WEB の茨城県電子申請フォームより入力し送信ください。

「緊急を要する医療情報の電子メール配信の新規申請フォーム」
<https://www1.asp.ibaraki.jp/e-home/SinseiSimpl/AppliInput.jsp?FormID=7KLQinIrLoNRQOQekPpVkdLfwGpWQ%2FIT>
（いばらきの感染症情報＞緊急医療情報配信＞メール配信の申請）

○FAX による配信を希望する場合

- ・別紙の「緊急を要する医療情報の FAX 配信の新規申請」に必要事項を記入し、下記へ FAX してください。

茨城県保健福祉部保健予防課健康危機管理対策室 FAX：029-301-6341

- ・登録完了時には特に通知はいたしません。

申請内容の変更、配信停止の手続き

一度申請された内容の変更や、配信停止をご希望の場合は下記のいずれかでご連絡ください。

茨城県保健福祉部保健予防課健康危機管理対策室
TEL：029-301-3219 FAX：029-301-3219
電子メール：yobo5@pref.ibaraki.lg.jp

注意事項

- ・申込対象者 1 名ごとに申し込んでください。
- ・申請いただいた内容については、県医師会、保健所で共有し、電子メール、FAX 等で情報提供させていただくことがありますのでご了承ください。
- ・また、市郡医師会や市町村への提供の同意・不同意について必ず記入してください。
- ・申請情報は月末にまとめて処理していますので、変更が反映されるまで時間がかかる場合があります。